

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和7年度 重点目標

- 1 地域内分権の推進に向けた地域主体の自治の確立
- 2 自治会や市民活動団体との協働による活力ある地域づくりの推進
- 3 人権が尊重され誰もが等しく参画できる地域社会形成への意識醸成
- 4 移住・定住・交流によるまちづくりの推進
- 5 デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化
- 6 外国籍市民の社会参加の促進による多文化共生のまちづくりの推進
- 7 犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		地域内分権の推進に向けた地域主体の自治の確立		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1 位
総合計画における 位置付け		第 1 編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第 1 章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第 2 節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け				(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり			
現況・課題		市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各 地域への地域担当職員の配置や庁内各課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。 「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に13の組織が設立されており、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、各組織において「地域まちづくり計画」に基づいた活動が進められて います。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて検討されましたが、昨年度末までに各自治連を単位として、「神川まちづくり委員会」「北部地区まちづくり協議会」「南部まちづくり協議会」が設立 されました。残る2地区（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。 住民自治組織も当初の設立から 9 年が経過する中で、組織の再編や人材の育成、持続的な活動体制の構築、「地域まちづくり計画」の見直しの必要性など、新たな課題が見えてきましたが、引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明や情報発信 を行いつながら地域内分権への理解を深め、住民自治組織の自律的かつ主体的な活動を目指すとともに、全市域での組織設立に向けて取り組んでまいります。 人口減少、少子高齢化の進展に伴うまちづくりの担い手の負担増への対応として、住民自治組織をはじめとする地域コミュニティの役割を見直す必要があります。					
目的・効果		自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することによ り、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。			該当する SDGsの目標	   	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直 しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○ 地域協議会の今後のあり方の検討（継続） (1) 地域協議会での「住民自治組織と地域コミュニティ との連携と役割分担の可能性について」の検討結果 を踏まえた、住民自治組織の今後の役割について検 討し、方向性を確立 (2) 地域協議会での「地域協議会の設置単位及び委員数 等の見直し」検討結果を踏まえ、庁内合意形成を図 りながら、令和8年度以降の地域協議会のあり方を 検討し、その結果に応じて条例改正を実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 住民自治組織と自治会の役割分担 の明確化 (2) 上田右岸地域及び左岸地域の再編 と適切な委員数による委員の選任	(1) 住民自治組織の役割と今後のあり方については、地域 協議会において住民自治組織との懇談会やヒアリング を通じて検討、意見書の作成を開始 (2) 上田地域の再編と適切な委員数による委員の選任につ いて、地域協議会担当課長会議を2回開催、条例改正 の内容検討の担当課へのヒアリングを実施	(1) 10月までに5つの地域協議会から意見書を受領し、地域協議会や 自治会連合会と有識者との意見交換会を2回実施。また、有識者 からのまちづくり推進に関する提言の報告。これを受けて次年 度も引き続き見直しを実施 (2) 適切な委員数として、委員数24名以内に變更し、複数年にわたる再任 による選任を可能とし、また、役割を明確化するため、主として審議 行う組織として条例を改正。上田地域は8年度から右岸地域、左岸地 域の2つの協議会から1つの協議会へ再編		
②	○ 住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 (1) 未設置となっている中央地域の2地区（中央、東部地 区）について、設立に向けた協議の継続支援及び、 組織体制のあり方についての検討を推進 (2) 設立済みの住民自治組織の皆さんが安心して活動で きるよう、市民活動保険の公費加入を検討	(1) 通年 (2) 年度末まで	(1) 地域担当職員（2名）を本庁に集 約し、設立に向けて地元と密に交 渉 (2) 公費負担による住民自治組織構成 員の活動保険加入方針決定	(1) 4月に中央地域の2地区を担当する職員の事務量の偏り を解消するため、担当する組織の見直しを実施。東部 地区住民自治組織研究委員会が計画中の組織設立に關 する住民アンケートの実施に向け会長と費用補助等につ いて相談 (2) 保険会社や導入自治体に内容を確認し、上田市として の加入方針の検討を実施	(1) 4月に中央地域の2地区を担当する組織の見直しを実施。東部地 区については、東部地区住民自治組織研究委員会が計画中の組 織設立に関する住民アンケートの実施に向け会長と費用補助等 について定期的に相談・説明の実施 (2) 県内の導入市へ先行事例を調査。次年度も引き続き上田市とし ての加入方針の検討を実施		
③	○ 地域担当職員、協働推進員の機能向上 (1) 住民自治組織や市民活動団体の活動を支援するため の、地域担当職員、協働推進員の役割の明確化に向 けた検討 (2) 各地域振興課長、政策幹を中心とした、地域活動拠 点機能の強化に向けた検討	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 協働推進員研修会の開催（2回） (2) 地域政策幹、地域担当職員との検 討会議開催（2回以上）	(1) 住民自治基本条例の見直しに伴い、地域担当職員と協 働推進員の役割について再検討を開始。研修会の開催 についても時期や内容を検討中 (2) 検討会議の開催に向け、地域活動拠点機能を強化する ための方策について検討を開始 7月関係課長会議の実施及び市政経営会議において方 向性を確認	(1) まちづくり体制の見直しに伴い、新たに体制づくりの検討を開 始したことにより、一旦、令和7年度の協働推進委員の研修は 見送り、今後のまちづくりにおける地域担当職員や協働推進員 の役割について、検討を実施 (2) 地域活動拠点機能を強化するための方策について、検討会議を 開催し共通認識を形成 地域政策幹対象会議 1回 地域担当者会議 1回		
④	【豊殿、塩田、川西地域自治センター】 ○住民自治組織（各地区まちづくり協議会等）が取り組 む事業への支援 ○右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動 を支援 ○施設内全照明のLED化工事の実施	年度末まで	○ 人的・財政的支援 ○ 右岸・左岸地域協議会の運営を支援 各地区自治会連合会の要望の取りま とめ ○ 施設内の全ての照明をLED化	○ 住民自治組織役員会、その他部会の開催を支援 ○ 右岸地域協議会を6回、左岸地域協議会を5回開催。市 からの協議及び諮問案件の調査・研究を支援 ○ 要望事項（豊殿15件、塩田51件、川西31件）を取りま とめ、行政懇談会の開催を支援 ○ LED工事に向け実施設計業務委託を実施	○ 各組織が開催した役員会、運営委員会、部会等に参加し地域活 動を支援 ○ 右岸地域、左岸地域7回の協議会を開催 ○ 各地区において、要望の取りまとめと行政懇談会の開催を支援 ○ 豊殿、塩田地域自治センターのLED化工事完了 （川西地域自治センターは工期延長によりR8へ事業繰越）		
○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		自治会や市民活動団体との協働による活力ある地域づくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2 位
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け		3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する	
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・ 課題		上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、5年を越えない範囲で見直しを行うこととしており、平成27年度、令和2年度に上田市自治基本条例検証委員会において検証を行いました。今年度、前回の見直しから5年が経過することから、検証委員会による評価・検証を行い、必要な修正を行うとともに、引き続き、市民並びに職員に対し自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。 また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定し令和元年度、令和6年度に見直しを行った「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。					
目的・ 効果		上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。		該当する SDGsの目標		3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○自治基本条例の見直し (1) 自治基本条例検証委員会を設置し、委員会において条例見直しの必要性を検証 (2) 自治基本条例見直し庁内検討会において、前回見直しからの取組状況の把握・確認を行い、検証委員会からの意見に対して市の対応を検討	(1) 年度末まで	(1) 自治基本条例検証委員会を開催 7回 (2) 自治基本条例見直し庁内検討会を開催 5回	(1) 7月28日委員15人で組織する自治基本条例検証委員会を設置し、以降、会議を3回開催、見直しと検証を実施 (2) 庁内検討会を組織し、検討会を1回開催のほか、上記検証委員会に出席し、担当業務に関する内容を検討		(1) 自治基本条例検証委員会を5回開催し、11月7日に提言書が提出され、提言書をもとに条例の見直しを行った結果、条例の改正は行わないこととし、各条文を解説した「逐条解説」を改訂 (2) 庁内検討会を組織し、検討会を1回開催のほか、検証委員会に条文担当課も同席し、直接、検証委員会からの意見を聴取し、逐条解説に反映	
②	○まちづくりの担い手となる人材や団体の発掘・育成 (1) まちのアトリエを活用し情報を発信 (2) 人材の有効活用に向けた人材バンク等の取組を検討	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) まちのアトリエを活用した講座等の開催により、個人や団体の活動を支援するとともに、その内容をホームページやSNSを活用し市民に向け発信 (2) 上記講座の主催者や受講者等から有能な人材を発掘し、バンクの登録及び活用に向けた調整	(1) 自主制作作品の展示やワークショップの開催、まちのアトリエの活用について団体活動につながる支援を実施 自主作品展示1回、ワークショップ2回、企画展2回 (2) 講座終了後の参加者との連絡体制について見直しを行い、活動方針と今後の展開について検討		(1) 自主制作作品の展示やワークショップの開催、まちのアトリエの活用について団体活動につながる支援を実施 自主作品展示3回、ワークショップ5回、企画展3回 (2) 市内大学関係者や講座の主催者等と座談会を定期的に開催し、まちづくりの担い手となる人材発掘の取組について検討	
③	○自治会活動への多面的支援 (1) 自治会のデジタル化(DX化)推進 (2) 自治会ホームページの充実及び、災害時の伝達情報手段の確保や訓練の実施 (3) 自治会によるコミュニティ活動への支援	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 先進地への視察により情報収集を行ない、上田市にあった手法を研究 視察先：2か所以上 (2) ホームページの未登録自治会の掲載やデータ更新に向けた調整。また、年に2回程度、実際に災害が発生することを想定し、災害時伝達訓練を開催 (3) 自治会要望の計画的な実施や、各種補助事業の見直しを検討	(1) 市政三者懇談会の議題として選定され、自治会連合会と検討協議。また、今後予定している先進地への視察先の検討を実施 (2) 自治会連合会ホームページの更新を働きかけるとともに、防災訓練の一環として、自治会役員を対象に、メール配信システムを活用した訓練を2回実施 登録自治会 231/241 (95.8%) (3) 自治会要望は計画通り、6月に要望受付を開始		(1) 10月3日の市政三者懇談会の議題とし自治会連合会と検討協議。その後は庁内での検討を優先し、2回にわたり部局懇談会において継続協議。また、11月に情報配信DX推進庁内会議において具体的な手法について検討実施 (2) 自治会連合会ホームページの登録自治会を増やすため、自治会連合会から継続的に登録を推進 防災訓練の一環として、自治会役員を対象に、メール配信システムを活用した訓練を2回実施 登録自治会 231/241 (95.8%) (3) 自治会要望の計画通り実施。各種補助事業の見直しを行うための基礎資料の作成に着手	
④	○住民主体のまちづくり活動への支援 (1) 活力あるまちづくり支援金による支援 (2) 上記活動の財源確保に向けた地域振興事業基金・公共施設整備基金の運用基準の見直しの検討や、運用益確保の取組	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 地域や団体のニーズに応じた柔軟な申請対応を行い、支援金の活用を推進 「地域枠」は、各地域の活性化に結びつくよう、新たに創設した「重点事業」を活用した住民自治組織の活動を推進 (2) 新市分・持寄分等の流動性資金に配慮し適正に運用	(1) 支援金活用を希望する団体に対し、申請につながるよう丁寧な説明を行い、支援金の活用を推進。 また「重点事業」については、6月に募集を行い、7月から事業を開始 (2) 本年度前半に債券2銘柄2億円の満期償還を受け、新たに1銘柄2億円を購入。また、現在の経済情勢や市場動向に鑑み、1銘柄1億円の入れ替えを行い、より利回りの良い債券へとクーポンアップして運用		(1) 支援金を採択された団体が、スムーズに事業が開始できるよう、書類等について丁寧に説明するなど団体を支援 また、令和7年度から、地域枠の中に特に重要な事業を支援する「重点事業」を設け、住民自治組織の活動を支援 令和7年度：採択25件(全市枠12件、地域枠10件、重点事業3件) (2) R7年度は債券2銘柄2億円の満期償還を受け、1銘柄2億円を購入 また、1銘柄1億円の債券の入れ替えを行いより利回りの良い債券へとクーポンアップして運用 令和7年度運用益 29,816,860円	
○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点				○取組による効果・残された課題			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		人権が尊重され誰もが等しく参画できる地域社会形成への意識醸成		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3 位
総合計画における 位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け							
現況・ 課題	世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。 上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。女性、子ども、同和問題等に かかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多様化や性的少数者の人権、犯罪被害者等への支援など様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進 に努めることが求められております。 男女共同参画の推進では、施策の基本的事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえたカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画 社会の実現を目指して取り組む必要があります。						
目的・ 効果	「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言に基づき、平和に関する取組を推進し、恒久平和の実現を目指します。 一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するために、令和6年度からスタートした「上田市人権施策基本方針（第二次改訂）」に基づき、各分野にわたる施 策の推進に取り組みます。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。			該当する SDGsの目標	      		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直 しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 平和啓発事業の実施、推進 （1）平和の灯モニュメント設置、平和学習及び平和 祈念事業 （2）原爆パネル展の実施	（1） 通年 （2） 通年	（1） 実行委員会による検討を経て、平和の灯モニュメント設置、中学生を中心とした広島訪問団による平和学習及び平和祈念事業を実施 （2） 原爆パネル展の開催 10か所	（1） 実行委員会による検討を経て、平和の灯モニュメント設置、市民参加による除幕式、平和の鐘打鐘事業（184人）、中学生を中心とした広島訪問団による平和学習を実施 （2） 7月から8月にかけて、原爆パネル展を10か所（公民館、地域自治センター、市民プラザ・ゆう）で開催		（1） 実行委員会による検討を経て、平和の灯モニュメント設置、市民参加による除幕式、平和の鐘打鐘事業（184人）、中学生を中心とした広島訪問団による平和学習を実施。平和祈念事業として、被爆ピアノと被爆樹コカリナコンサート、「おかあさんの被爆ピアノ」映画上映会実施 （2） 7月から8月にかけて、原爆パネル展を10か所（公民館、地域自治センター、市民プラザ・ゆう）で開催	
②	○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 （1） 人権擁護委員による人権相談 上田、丸子、真田、武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の 悩みごと相談 （2） あらゆる差別に関する相談	（1） 通年 （2） 通年	（1） ・特設相談：上田 隔月1回、丸子・真田、武石 年2回 ・常設相談：毎週月・水・木曜日 （2） ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	（1） 当初目標に沿った計画に従い、人権に関する特設相談を各地域で開設し、常設相談を毎週月・水・木曜日に開設 （2） 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談窓口を開設		（1） 当初目標に沿った計画に従い、人権に関する特設相談を各地域で開設し、常設相談を毎週月・水・木曜日に開設 （2） 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談窓口を開設	
③	○ 男女共同参画啓発事業の推進 （1） 第4次上田市男女共同参画計画（うえたカラフル プラン）の周知及び市民との協働による男女共 同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実 施 （2） 市民フェスティバルの開催 （3） 各女性団体の講座、研修等への参加 （4） 講演会、講座の開催 （5） 男女共同参画推進事業者表彰の実施	（1） 通年 （2） 年度末まで （3） 年度末まで （4） 年度末まで （5） 年度末まで	（1） 関係団体等との協働による男女共同参画の啓発事業、出前講座の実施 （2） 市民フェスティバルの開催 （3） 女性団体の研修会等の参加 1 回以上 （4） 講演会、講座の開催 5 回 （5） 事業者表彰 2 団体	（1） 関係団体と協働で男女共同参画学習会を開催予定 （2） 実行委員を設置し、「私たちの暮らしとジェンダー」について11月に講演会を開催予定 （3） 2つの女性団体がそれぞれ3回参加 （4） 親子料理教室等、講座を10月以降開催予定 （5） 広報うえた、ホームページで募集		（1） 関係団体と協働で長野大学男女共同参画ゼミに参加。丸子地域自治会長会にて男女共同参画推進について説明会を実施。産業ミライフェスにて男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者のパネルを掲示 （2） 実行委員会を設置し、「私たちの暮らしとジェンダー」についての講演会を開催（11月） （3） 2つの女性団体がそれぞれ5回参加 （4） よくわかるLGBTQ+講座等、講座を5講座開催 （5） 7 事業者を表彰	
④	○ 市民プラザ・ゆう事業の推進 （1） 資格取得支援講座等の開催 （2） 女性相談員によるなんでも相談の実施 女性弁護士による法律相談の実施	（1） 通年 （2） 通年	（1） 資格取得支援講座等の開催 7 講座 （2） 女性相談員による相談 週2回 女性弁護士による法律相談 偶数月1回・奇数月2回	（1） FP3級資格取得支援講座等、講座を5回開催 （2） 女性相談員による相談（週2回） 女性弁護士による相談（奇数月1回 偶数月2回）		（1） FP3級資格取得支援講座等、講座を7回開催 （2） 女性相談員による相談（週2回） 女性弁護士による相談（奇数月1回 偶数月2回）	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		移住・定住・交流によるまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4 位
総合計画における 位置付け		第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け		(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保					
現況・ 課題	①自然動態の減と市民の流出により人口減少が進んでいます。発展的に持続する活力あるまちづくりに向けて、転出の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や暮らしやすさに関する情報を積極的に発信する必要があります。また、住居ニーズの充足や就職支援に向けて関係課との連携が必要です。 ②人口減少と高齢化の進展は、生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要です。 ③交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者へ訴求する必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携が重要です。						
目的・ 効果	①移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせてオンライン方式の併用で実施し、上田市に関心を寄せる世界中の方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。 ②婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成等により、出会いと結婚を支援します。 ③ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。			該当する SDGsの目標	 		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 移住定住の推進 (1) 移住相談会の開催及び移住関連イベントへの参加 (2) 移住体験ツアーの実施 (3) 地域おこし協力隊員との連携強化 (4) UIJターン就業・創業移住支援事業費補助金の活用	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	○ 行政サポートによる移住者数 110人 (1) 10回以上 (2) 1回以上 (3) 2回以上 (4) 21件	○ 行政サポートによる移住者数 68人 (1) 16回実施、下半期に7回実施予定 (2) 1回目（11月）開催決定、2回目（1月以降）準備中 (3) 移住体験ツアー企画1回、当日参加予定1回 日韓内政関係者セミナー視察受入 (4) 19件交付決定		○ 行政サポートによる移住者数 138人 (1) 28回実施 (2) 2回実施 (3) 6回連携 (4) 22件交付決定	
②	○ 縁づくり事業の推進 (1) 婚活交流会等の開催 (2) 結婚相談員向けセミナー等の開催 (3) 結婚新生活補助事業補助金の活用	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	○ 婚姻数 550件 (1) 5回以上 (2) 1回以上 (3) 16件	○ 婚姻数 390件 (1) 下半期に5回実施予定 (2) 下半期に1回実施予定 (3) 14件交付決定		○ 婚姻数 542件 (1) 5回実施 (2) 1回実施 (3) 27件交付決定	
③	○ ふるさと納税制度の推進 (1) 庁内連携及び官民連携による事業者開拓 (2) 新規ポータルサイト導入の検討 (3) 正しい制度運用の徹底	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	○ 寄附件数及び寄附金額 28,000件、600,000千円 (1) 返礼品の追加、ブラッシュアップ (2) 1件以上 (3) 事業者への周知 2回以上	○ 寄附件数及び寄附金額 14,003件、290,841千円 (1) 11事業者、864品の返礼品を新規追加 (2) 8件のポータルサイトを新規導入 (3) 3回実施 新制度へ向けて独自全項目調査実施（企業募集要項等の修正及び総務省提出書類の事前調査）		○ 寄附件数及び寄附金額 21,886件、484,078千円（決算額） (1) 31事業者、1,202品の返礼品を新規追加 (2) 11件のポータルサイトを新規導入 (3) 4回実施	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ①「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進します。 ②上田市の魅力となる返礼品の開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組みます。			○取組による効果・残された課題 ①移住相談会や移住体験ツアーについて、地域おこし協力隊との連携を強化したこと等から、実際の移住につながった。 ②新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、独身者等の結婚に対する意識の醸成等を図ることができた。 ③事業者開拓・返礼品開拓は進んでいるが、寄附額向上には新たな商品の発掘が必要であるため、引き続き、継続的に全市一丸で取り組む必要がある。「9月のポイント廃止」の影響を大きく受けた。経費の抑制など、今後もさらに制度の厳格化や税控除の上限設定等が進むため、市場全体が縮小することが予想されており、寄付額向上に影響が出ることが懸念される。			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5 位
総合計画における 位置付け		第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化					
現況・ 課題	マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として制度が発足した。マイナポイント事業、マイナ保険証等の運用が開始されるなどカードの普及促進の取り組みを強化してきた結果、取得率は大きく増加し、当市の令和6年度末の保有枚数率は76.5%となった。また、平成28年5月20日に開始したマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付については、利用率が32.7%と増加しているが更に利用促進を図る必要がある。国は戸籍法を改正し、令和6年3月からマイナンバー制度を利用して一部行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付を省略した。今後もマイナンバーやマイナンバーカードの利用拡大に向け、引き続き取得率の向上に取り組む。 市では、令和5年2月に「書かない窓口システム」を導入し市民サービスの向上、業務の効率化に努めているが、更なる利便性の向上を図りたい。						
目的・ 効果	平成28年度からマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市役所窓口 に比べ閉庁日や時間外でも取得が可能であり、利便性も高く、交付比率は令和元年度は 5.6%であったが、令和6年度は32.7%と増加しており、市民課窓口の混雑緩和や交付処理時間の削減に有効である。 「引越し手続オンラインサービス」を利用すると、特に転出する際は窓口での申請が不要となり、来庁する負担もなくなり、窓口の混雑緩和にもつながることから、業務効率の向上も図れる。			該当する SDGsの目標	3 すべての人に 健康と福祉を 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 10 人や国の不平等 をなくそう 11 住み続けられる まちづくりを 17 パートナリシップで 目標を達成しよう		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ マイナンバーカード保有枚数率の向上 (1) 施設や戸別訪問に出向き出張申請受付を実施 (2) 毎月2回、第2土曜日と最終日曜日に申請・交付受付を予約制で実施	年度末まで	・ 保有枚数率 80.0%	○ マイナンバーカード保有枚数率 9月末 78.4% (1) 9月末 出張申請 5回 受付件数53件 (2) 毎月2回（第2土曜日と最終日曜日）、申請・交付受付を予約制で実施		○ マイナンバーカード保有枚数率 3月末 80.8% (1) 3月末 出張申請 9回 受付件数 60件 (2) 毎月2回（第2土曜日と最終日曜日）、申請・交付受付を予約制で実施 臨時窓口 25回実施	
②	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上 (1) コンビニエンスストアでの証明書取得の利便性を窓口やHP、広報誌等で周知強化	年度末まで	・ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 35.0%	○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 9月末 35.4% (1) 掲載中のHPを検索しやすく、見やすいように改善		○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 3月末 36.2% (1) ・ 広報3月号への掲載 ・ 本庁舎内マルチコピー機導入準備（R8.9～ 稼働予定）	
③	○ 「引越し手続オンラインサービス」利用率の向上 (1) オンライン（マイナポータル）上で転出届の手続きができること、利便性をHP・広報誌等で周知強化 (2) 市民サービス窓口等でオンライン申請の情報提供	年度末まで	・ 転出届のオンライン申請利用率 20.0%	○ 転出届のオンライン申請利用率 9月末 20.5% (1) HP掲載済 (2) 学生等の移動時期前の周知に向け、学校等にチラシ設置等企画検討		○ 転出届のオンライン申請利用率 3月末 26.2% (1) ・ 広報3月号への掲載 ・ 行政チャンネル番組内での取扱い (2) ・ 二十歳を祝う会でのチラシの配布 ・ 窓口来庁者へのフロアマナーによる直接案内	
④	○ 書かない窓口の充実 (1) 申請書自動作成システム「マイナビット」導入 (2) 「書かない窓口システム」の積極的な活用	年度末まで	・ 市民の申請書作成の手間や記載ミスをなくし業務負担の軽減を図る ・ 「書かない窓口システム」の機能の拡充	(1) 申請書自動作成システム「マイナビット」6台導入（8月） (2) 使用できる届出は全て「書かない窓口システム」で対応 その他届出への利用拡大についてベンダーと協議中		(1) 6台導入（市民課、丸子、真田） (2) ・ 処理時間短縮のためシステムの画面表示の改善 ・ 今後の利用拡大に向け、引続きベンダーと協議	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		外国籍市民の社会参加の促進による多文化共生のまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6 位		
総合計画における位置付け		第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現		上田再構築プランVer.2.0 「もっと、前へ」における位置付け		3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革		ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 エ 受益と負担のあり方の見直し		イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり			
現況・課題		上田市の外国籍市民数は、令和7年1月1日現在4,668人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。							
目的・効果		少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。（令和6年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数209人）同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつくられていきます。		該当するSDGsの目標		       			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限（いつ・いつまでに）		数値目標（どの水準まで）		中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 「上田市多文化共生推進協会」（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促進 (2) 「AMU」の広報・周知の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで		(1) 事業の企画運営 ・ 総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・ 専門部会（交流・学習部会） (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を推進		(1) 次の企画・運営の場を設定 ・ 4月に理事会、5月に総会を開催 ・ 学習部会を5、6、8月の3回、交流部会を5月に開催 (2) 広報うたで7月号に、AMUの取り組みや日本語学習支援等のボランティア募集について掲載し、活動内容等について周知		(1) ・5/10に総会を開催、理事会を年2回開催 ・ 各事業の計画や実施に向けた打合せとして、交流部会とイベントの実行委員会を6回、学習部会を8回開催 (2) ・6月に信州大学繊維学部の留学生ガイダンスに参加し、AMUの取組みや活動内容等を紹介 ・ 公民館や大学等で多文化共生の現状や課題を講演（5回） ・ 活動内容を随時AMUホームページで公開	
	○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催。 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催。 また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援の推進	(1) 年度末まで (2) 年度末まで		(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解と参加・協力の促進のため、多文化交流フェスタや講演会等を開催（フェスタ、講演会各1回） (2) 外国籍市民と地域住民の交流イベント、外国籍市民の自立と社会参加のための講座等を実施（交流イベント2回、講座2回）		(1) 10月に開催予定の多文化交流フェスタについて、外国籍市民の母国の文化や関係団体等の活動を紹介する展示ブース、防災意識の啓発のための防災ブース、ステージ発表などの企画・運営準備 (2) 上田わっしょいでは、留学生等が浴衣の着付け体験等を通して日本文化に触れるとともに、参加者、AMU会員相互の交流を促進		(1) ・10月に各国紹介や防災関連ブース、交流のステージなどを発表するフェスタ（303人参加）を開催。フェスタ出展者と会員による交流会開催（65人参加） ・ 2月に介護等の現場から考える異文化理解講演会を開催（34人参加） (2) ・7月の「上田わっしょい」にインターナショナル連として参加（95人参加） ・ 12月に、ボリビア料理を中心とした世界各地の食文化を学ぶワールドキッチンを開催（31人参加） ・ フェスタにおいて防災情報の啓発	
	○ AMUによる学びの場の提供 (1) AMUに日本語コーディネーターを継続して配置し、外国人全ての年齢を対象とした「にほんごアム」（日本語教室）を通じた、学習希望者の習得度に応じた学びの場の提供 (2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携した、日本語（学習言語）の学習支援を推進 (3) 日本語支援者の養成及びスキルアップ	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで		(1) 学習者とボランティアとのマッチングのため、大人と子どもの日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を通年で配置 (2) 教育委員会と連携し、小中学校へのボランティアの派遣等、日本語の学習支援が必要な外国籍の子どもを支援 (3) 日本語支援ボランティア養成講座の実施		(1) 全ての年齢を対象とし、様々な国籍の方が個々の目的や日本語習得度に応じて学ぶことのできる日本語教室を開催し、AMU会員を中心としたボランティア講師が日本語学習をサポート (2) 小中学校へ日本語支援のため学習支援ボランティアを4校に1名ずつ派遣 (3) 10、11月に開催予定の日本語学習ボランティア養成講座の企画・運営準備		(1) 「にほんごアム」に大人と子ども向け日本語コーディネーター（兼日本語指導者）を配置し、全年齢を対象に日本語教室を開催。のべ大人325人、子ども328人が個々の目的や日本語習得度に応じて学び、AMU会員等多くの日本語指導ボランティアが日本語学習のサポートを実施 (2) ・東・神川・南小学校、第一中学校へ日本語支援のための学習ボランティアを183回派遣 (3) ・10月に「日本語支援者養成講座」を計2回開催し、22人受講 ・ 11月に市内日本語教室等で日本語学習支援をしているボランティアを対象にステップアップ講座を開催し、17人受講	
④	○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の充実 (1) 多言語広報紙の発行 (2) 多言語で対応可能な相談体制の強化 (3) 多文化共生専門員の専門能力の向上	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで		(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ送付 (2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして機能させ、相談内容に応じて関係部署と連携 (3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員の一層のスキルアップのため、相談員研修会等への参加を促進		(1) ポルトガル語、中国語、インドネシア語の広報紙を毎月小中学校、公民館、事業所等69カ所へ配布 (2) 多言語に対応可能な職員3名を窓口に配置し、住民登録関係等の各種相談に対応した。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を実施 (3) 東京出入国在留管理局が主催する外国人相談窓口連絡会へ5、6、8月の3回参加		(1) ・ポルトガル語、中国語、インドネシア語の広報紙を、小中学校、公民館、事業所等計66カ所へ毎月配布 (2) ・多言語で対応可能な職員3名を窓口に配置し、住民登録ほかの総合相談を実施。必要に応じて他部署と連携し、来庁者の生活支援や適切な情報提供等を実施。（相談件数5,374件、相談者数3,878人） (3) ・東京出入国在留管理庁主催の外国人相談窓口連絡会（5月、8月、11月、2月開催）と外国人相談窓口相談員研修会（6月に3回、1月に3回開催）においてオンライン参加 ・ 長野県国際化協会の研修会に参加	
	○ 外国人集住都市会議との連携 (1) 自治体単独では解決できない法律や制度上の課題共有 (2) 外国人集住都市会議の会員都市との連携	(1) 年度末まで (2) 年度末まで		(1) 群馬・静岡・長野ブロックの会議（年3回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議 (2) 全体会（年2回程度）、首長会議に参加		(1) ブロック会議に4回と研修会に参加し、外国人を雇用する事業所等への日本語教育に関するアンケート調査の実施や外国人支援施策について協議 (2) 全体会に参加し、11月に開催される「外国人集住都市会議 そうじゃ2025」の内容等について協議		(1) ・ブロック会議にオンラインで4回参加。日本語教育のあり方について、国と自治体、企業との役割分担について協議 ・ 9月にオンライン研修として、武蔵野大学神吉宇一教授の日本語教育を取り巻く国の動向及び前期実施調査研究の総評を受講 (2) ・全体会にオンラインで3回参加 ・ 全体会で本会議の調整をし、「外国人集住都市会議 そうじゃ2025」に参加。会員都市と多文化共生事業について意見交換を実施	
⑥	○ 多文化共生推進指針の見直し検討 (1) 他市の事例調査・研究 (2) 多文化共生の取り組みの見直しと課題整理	(1) 年度末まで (2) 年度末まで		(1) 先進事例の調査、研究 (2) 多文化共生に係る課題整理		(1) 県内外の先進自治体の個別計画などを調査研究 (2) 7月に外国籍市民に対する業務について担当課に調査を実施し、9月にその課題に関する庁内会議を開催		(1) 県内外の先進自治体の個別計画などを調査研究 (2) 1月に外国籍市民に対する業務についての庁内会議を開催し、東京出入国在留管理局による「やさしい日本語基礎講座」（話し言葉編）を30人が受講	
	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題						

令和7年度 重点目標管理シート

重点目標		犯罪や消費者トラブル、交通事故のない安心安全なまちづくり		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7 位
総合計画における 位置付け		第2編 自然・生活環境 安全・安心な快適環境のまちづくり 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け			
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムに おける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・ 課題	特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、不審電話や訪問などの前兆事案も日々発生している状況です。令和6年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数25件（前年比＋3件）であり、被害額は1億9,655万円となっています。これ以上の被害の発生を食い止めるため、高齢者はもとより、全ての市民に対して特殊詐欺等の被害防止対策を講じることが喫緊の課題となっています。 また、令和6年中の交通事故の発生件数は、前年より増加しており、4件の死亡事故が発生しています。依然として、高齢者が関係する重大事故が多く発生している現状から、ドライバーはもとより、すべての道路利用者に対して交通安全意識の高揚を図る対策が必要となっています。						
目的・ 効果	地域で高齢者等の訪問・見守り活動を行っている、既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会での情報交換及び連携により、地域全体での見守りや啓発活動を推進することで、高齢者をはじめとした市民が特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう未然防止を図ります。 また、交通安全対策については、高齢者の交通事故防止を重点課題として、交通安全意識の向上と事故抑止対策を推進することで、交通事故の抑制を図ります。			該当する SDGsの目標			
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○ 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施 (1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進 (2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施 (3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進 (4) 特殊詐欺等被害防止、消費者トラブル被害防止に関する出前講座	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会2回 消費者被害未然防止を図る連携会 (2) 広報うえだ掲載 随時、HP掲載 随時 メール配信による注意喚起 随時 大学生への啓発チラシの配布 (3) 購入費補助120件 (4) 15回	(1) 未開催（R7.12開催予定） (2) 広報うえだへの掲載（4回） 広報紙による啓発 2回（6月、9月） 市メール配信による注意喚起（56回） 大学生への啓発リーフレットの配布（約640人） (3) 9月末時点で36件の申請を受理 (4) 7回実施		(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会 1回 消費者被害未然防止を図る連携会議 1回 (2) 広報うえだへの掲載（毎月） 広報紙による啓発 4回 市メール配信による注意喚起（63回） 大学生への啓発リーフレットの配布（約640人） (3) 70件の申請を受理 (4) 15回実施	
②	○ 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進 (1) 交通安全運動の実施 (2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付 (3) 交通安全教室の実施 (4) 高齢者を対象とした自転車用ヘルメットの着用促進と市民全体に向けたヘルメット着用の周知・啓発の実施 (5) 長野県民交通安全共済加入率の向上	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 4回 (2) 800人 (3) 100回 (4) 購入費補助 250件 (5) 加入率50%	(1) 春、夏、秋の3回実施 (2) 400人 (3) 77回 (4) 9月末時点で61件の申請を受理 (5) 9月末時点で加入率47.8%		(1) 4回実施 (2) 800人 (3) 135回 (4) 91件の申請を受理 (5) 加入率48.0%	
③	○ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進 (1) 地域安全運動等の実施 (2) 防犯パトロールの実施 (3) 青色回転灯防犯パトロール車による、小・中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施 (4) 防犯指導員への指導の充実 (5) 地区防犯協会の設立の推進	(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 通年 (4) 年度末まで (5) 年度末まで	(1) 2回 (2) 随時実施 (3) 毎週水・金曜日 (4) 研修会の開催 2回開催 (5) 7地区→8地区	(1) 未実施（R7.10、12に実施予定） (2) 自治会等と協働して防犯パトロールを13回実施 (3) 41回実施 (4) 防犯指導員研修会の開催2回 (5) 7地区、設立候補地区の検討		(1) 2回実施 (2) 自治会等と協働して防犯パトロールを13回実施 (3) 84回実施 (4) 防犯指導員研修会の開催2回 (5) 7地区、設立候補地区の検討の結果、組織設立に至らず	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			